

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
三鉱建設株式会社	北海道砂川市東1条南18-1-31

2 指名停止期間

建設工事
平成26年 1月24日 ~ 平成26年 2月 6日 (2週間)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、平成25年1月29日、公共工事の工事現場において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、同作業場所に作業床を設置しなかったことにより、作業員1名が墜落して死亡する事故を発生させ、9月18日に札幌簡易裁判所において労働安全衛生法違反により罰金刑が確定した。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（抜粋）

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準	
措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）